阿南工業高等専門学校サイバーセキュリティ利用者規則

（平成23年10月12日）

（ 規 則 第 ４ 号 ）

第１章 総則

（目的）

第１条　この規則は，阿南工業高等専門学校（以下「本校」という。） における情報セキュリティの維持向上のために本校の情報システムを利用する者（以下「利用者」という。） が遵守すべき事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規則における用語の定義は，この規則で定めるものを除き，独立行政法人国立高等専門学校機構サイバーセキュリティポリシー対策規則（機構規則第９８号） 別表，独立行政法人国立高等専門学校機構情報格付規則（機構規則第９９号。以下「格付規則」という。） の定めるところによる。

（適用範囲）

第３条　この規則は，本校の情報システムを対象とする。

（適用対象）

第４条　この規則は，本校の情報資産を利用する利用者に適用する。

（一般的遵守事項）

第５条　利用者は，この規則及び本校情報資産の利用に関する各実施手順等を遵守すると共に，その他関連規則を遵守しなければならない。

２　利用者は，立入り権限のない安全区域へ立入らないこと。

（一般的禁止事項）

第６条　利用者は，次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 差別，名誉毀損，誹謗中傷，人権侵害，ハラスメントにあたる情報の発信

(2) 個人情報やプライバシーを侵害する情報の発信

(3) 守秘義務に違反する情報の発信

(4) 著作権等の知的財産権や肖像権を侵害する情報の発信

(5) 公序良俗に反する情報の発信

(6) 本校の社会的信用を失墜させるような情報の発信

(7) ネットワークを通じて行う通信の傍受等，通信の秘密を侵害する行為

(8) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成１１年法律第１２８号）に定められたアクセス制御を免れる行為，又はこれに類する行為

(9) 過度な負荷等により円滑な情報システムの運用を妨げる行為

(10) その他法令に基づく処罰の対象となり，又は損害賠償等の民事責任を発生させる情報の発信

(11) 上記の行為を助長する行為

(本校の情報システムの利用に係わる禁止事項)

第７条　利用者は，本校の情報システムについて，予め情報セキュリティ推進責任者から許可を得ている場合を除き，次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 許可された以外の目的で利用すること，及び利用資格のない者に利用させること。

(2) 新たにソフトウェアをインストールすること及びコンピュータの設定の変更を行うこと。

(3) 新たにコンピュータシステムを本校内に設置すること及び本校のネットワークに接続すること。

(4) 本校の情報システムを利用して情報公開を行うこと。

(5) ネットワーク上の通信を監視し，又は情報システムの利用情報を取得すること。

(6) 管理権限のないシステムのセキュリティ上の脆弱性を検知すること。

２　ファイルの自動公衆送信機能を持ったP2P ソフトウェアについては，教育・研究目的以外にこれを利用してはならない。なお，当該ソフトウェアを教育・研究目的に利用する場合は情報セキュリティ責任者の許可を得なければならない。

第２章　情報システムの利用

(アカウントの申請)

第８条　利用者は，アカウントを管理・運営する部署に，情報システム利用申請を行い，アカウント管理を行う者からアカウントの交付を得なければならない。

(ユーザーIDの管理)

第９条　利用者は，本校の情報システムに係わるユーザーIDについて，次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 自分に付与されたユーザーID以外のユーザーIDを用いて，本校の情報システムを利用しないこと。

(2) 自分に付与されたユーザーIDを他者が情報システムを利用する目的のために付与及び貸与しないこと。

(3) 自分に付与されたユーザーIDを，他者に知られるような状態で放置しないこと。

(4) ユーザーIDを利用する必要がなくなった場合は，アカウントを管理・運営する部署に届け出ること。ただし，個別の届出が必要ないと，あらかじめアカウント管理を行う者が定めている場合はこの限りでない。

２　本校の情報システムに係るアカウントが停止されたときは，情報セキュリティ副責任者に停止からの復帰を申請することができる。

(パスワードの管理)

第 10 条　利用者は，本校の管理区域･安全区域への入退場又は本校の情報システムの利用認証に係わるパスワードについて，次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 他者に知られないようにすること。

(2) 他者に教えないこと。

(3) 容易に推測されないものにすること。

(4) パスワードを定期的に変更するように定められている場合は，その指示に従って定期的に変更すること。

2　前項のパスワードが他者に使用され又はその危険が発生した場合は，本校の利用者は直ちにアカウント管理・運営する部署にその旨を報告しなければならない。

（ICカードの管理）

第 11 条　利用者は，本校の管理区域への入退場又は本校の情報システムの利用認証に係わるICカードについて，次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 本人が意図せずに使われることのないように安全措置を講じること。

(2) 他者に付与及び貸与しないこと。

(3) 利用する必要がなくなった場合は，遅滞なく情報セキュリティ推進責任者に返還すること。

2　前項のICカードを紛失した場合は，利用者は直ちにアカウント管理・運営する部署にその旨を報告しなければならない。

（情報システムの取扱と注意事項）

第 12 条　利用者がコンピュータシステムを利用する場合は，当該システム及び扱う情報を適切に保護しなければならない。

第 13 条　利用者は，利用するコンピュータシステムについて，情報セキュリティの維持を心がけるとともに，次の各号に掲げる対策を講じなければならない。

(1) アンチウィルスソフトウェアを導入し，ウィルス感染を予防できるよう努めること。

(2) インストールされているオペレーティングシステムやアプリケーションソフトの脆弱性が通知された場合は，速やかに当該ソフトウェアのアップデートを実施するか，代替措置を講じること。

第 14 条　利用者が前条に係る以外の情報システムを利用する場合は，情報セキュリティ推進責任者の許可を得て，その指示に従って必要な措置を講じなければならない。

（電子メールの利用）

第 15 条　利用者が電子メールを利用する場合は，次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 不正プログラムの感染，情報の漏えい，誤った相手への情報の送信等の脅威に注意すること。

(2) 許可された以外での通信を行わないこと。

(3) 電子メール使用上のマナーに反する行為を行わないこと。

（ウェブの利用）

第 16 条　利用者がウェブブラウザを利用する場合は，次の各号に掲げる事項を遵守しなければ

ならない。

(1) 不正プログラムの感染，情報の漏えい，誤った相手への情報の送信等の脅威に注意すること。

(2) 許可された以外でのウェブの閲覧を行わないこと。

（本校支給以外の情報システムからの利用及び本校支給以外の情報システムの持込）

第 17 条　利用者は，本校支給以外の情報システムから公開ウェブ以外の本校情報システムへアクセスする場合又は本校支給以外の情報システムを利用し本校の業務を遂行する場合は，次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 事前に情報セキュリティ推進責任者の許可を得ること。

(2) 利用する当該情報システムには，可能な限り強固な認証システムを備えること

(3) 当該情報システムにアンチウィルスソフトウェアがインストールされていること，及び最新のウィルス定義ファイルに更新されていることを確認すること。

(4) 当該情報システムで動作するソフトウェアがすべて正規のライセンスを受けたものであることを確認すること。

（接続の申請）

第 18 条　利用者が本校情報システムに新たにコンピュータシステムを接続しようとする場合は，事前に情報セキュリティ推進責任者に申請し許可を得なければならない。

第３章　情報の取扱い

（Virtual Private Network（以下「VPN」という。）の利用）

第 19 条　VPN利用者は次の各号に掲げる条件を満たすものとする。

(1) 出張期間中または在宅勤務中にやむを得ず外部から本校システムへアクセスする必要があると情報セキュリティ推進責任者に認められた者であること。

(2) 外部の者でないこと。但し，システムの導入時等に外部から本校システムへアクセスする必要があると情報セキュリティ推進責任者に認められた場合に限り，導入に必要な期間についてVPN利用を許可する。

（情報の取扱い）

第 20 条　利用者は，許可された以外の目的で，情報を利用してはならない。

２　利用者は，許可された以外の目的で，情報を保存，複製，及び消去してはならない。

３　利用者は，許可された以外の目的で，情報を移送，公表，及び提供してはならない。

第４章　教育

（情報セキュリティ対策教育の受講義務）

第 21 条　本校の学生は，入学時に本校情報資産の利用に関する教育を受講しなければならない。

第５章　情報セキュリティインシデント対応

（情報セキュリティインシデントの発生時における報告と応急措置）

第 22 条　利用者が情報セキュリティインシデント（以下「インシデント」という。）を発見したときは，連絡窓口（総合情報処理室又は学生課）に連絡しなければならない。

２　当該インシデントが発生した際の対処手順の有無を確認し，当該対処手順を実施できる場合は，その手順に従わなければならない。ただし，当該インシデントについて対処手順がない場合又は実施できない場合は，その対処についての指示を受けるまで被害の拡大防止に努めるものとし，指示があった時にその指示に従うものとする。

第６章　違反報告

（セキュリティ確保に関する義務）

第 23 条　利用者が，情報セキュリティ関連法令，機構のサイバーセキュリティポリシー又は実施規則，若しくは本校のサイバーセキュリティ実施規則又は実施手順への重大な違反を知った場合は，情報セキュリティ副責任者にその旨を報告しなければならない。

２　前項の場合において，違反者が情報セキュリティ副責任者である場合は，情報セキュリティ責任者に報告するものとする。

附　則

この規則は，平成23年10月12日から施行する。

附　則

この規則は，令和３年１月１日から施行する。

附　則

この規則は，令和４年10月12日から施行し，令和４年10月１日から適用する。

附　則

この規則は，令和７年８月27日から施行し，令和７年４月１日から適用する。